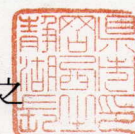


湖西市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、新居関所史料館及び紀伊国屋資料館の当日使用に係る使用料並びに雑入の徴収事務を次のとおり委託する。

令和8年3月27日

湖西市長 田内 浩之



- 1 委託の相手方  
湖西市鷺津794-6  
公益社団法人 湖西市シルバー人材センター  
理事長 荻野 多喜雄
- 2 委託内容  
(1) 新居関所史料館及び紀伊国屋資料館における当日使用に係る使用料並びに雑入の徴収事務の委託  
(ただし、開館日の午前9時～午後4時30分までの間)
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年9月3日
- 4 委託の期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで